

目的

平成24年に新たに成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画※を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の公共交通機関における現実的に実施可能な感染予防策及び混雑緩和策の方向性につき、大臣官房危機管理室と協力して検討。

※「公共交通機関の運行については、所管省庁を中心に、国立感染症研究所等関連機関の協力を得て、調査研究を推進した上で、政府が新型インフルエンザ等発生時の行政や事業者の対応方針をさらに検討する」旨記述

調査研究の方法

アンケートの実施

新型インフルエンザ等発生時における対応の検討状況につき、公共交通事業者、一般企業へアンケートを実施。

【結果の概要】

- ・新型インフルエンザ等が流行している時期においては、政府や自治体が呼びかけることで、多くの事業者が利用者へのマスク着用、咳エチケットの呼びかけが実施可能であるとの回答。
- ・仮に感染期において車内や駅施設等の消毒を実施することとした場合、消毒実施箇所を利用者の手指が多く触れる場所に限定しても、消毒実施頻度は1日1回程度以下が想定されている。
- ・流行のピーク時の朝ラッシュの鉄道の運行本数は、概ね通常の2~5割。これ以上の増便は困難との回答。
- ・一般企業において、新型インフルエンザ等対策としての時差出勤制度等の制度をほぼ有していない状況。

シミュレーションの実施

実際の路線のデータをもとに、感染ピーク時における想定ダイヤを設定し、その混雑状況についてシミュレーションを実施。

【結果の概要】

- ・感染ピーク時に利用者が通常の6割となったとしても、乗務員の不足等による輸送力低下のため、朝の通勤時間帯には、乗車できない利用者が駅に溢れる状況が数時間程度発生する可能性。

検討会の開催

学識経験者(交通工学、公衆衛生学、事業継続・危機管理専門家)、旅客鉄道及びバス事業者、当省関係部局等から構成する検討会を開催し、感染予防策及び混雑緩和策について、アンケート結果及びシミュレーション結果を踏まえた検討を実施。

調査研究の結果:公共交通機関における対策の方向性

【感染予防策】

- ・咳エチケットの呼びかけは、新型インフルエンザ等発生時のみならず平常時においても実施すべき対策である。特に咳症状のある利用者にマスクの着用を呼びかけることが適当である。その上で、新型インフルエンザ等が実際に発生した場合の咳エチケットの呼びかけについては、感染の状況、車両等の混雑の状況、マスクの供給状況、地域の特性等を十分考慮し、呼びかけの方法、内容等を工夫することが望ましい。
- ・車両等の消毒は、頻繁に実施できるものではなく、その感染予防効果も不明であることから、現段階では優先順位の高い対策ではなく、各事業者の判断により可能な限り可能な範囲で実施する対策とする程度が適当である。

【混雑緩和策】

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大に伴い、朝の通勤時間帯には乗車できない利用者が駅に溢れる状況が数時間に及ぶ可能性がある。社会機能を維持するためにも、公共交通事業者は円滑な輸送を可能な限り確保するための具体的な運行計画の検討を進めることが必要である。
- ・一般企業においても、新型インフルエンザ等の感染拡大に伴い、従業員の通常どおりの出勤が困難になることも想定し、出勤体制、勤務体制の検討が必要である。